



国民健康保険の届け出はお済みですか？

国民健康保険の加入ややめるときは14日以内に、市市民課国保年金係（市役所1階2番窓口）に届け出をお願いします。

国保に加入するとき

- ①職場の健康保険をやめたとき
- ②職場の健康保険の被扶養者から外れたとき
- ③ほかの市町村から転入したとき
- ④出産したとき
- ⑤外国籍の人が国保に加入するとき

必要なもの

- ①喪失証明書や離職票
- ②被扶養者ではなくなった証明書
- ③転出証明書
- ④医療機関の請求書と領収証、出産費用の明細書、親子（母子）健康手帳、出産者の通帳、印鑑
- ⑤在留カード

加入の届け出が遅れると 加入しなければならない日にさかのぼって国保に加入するため、納税の義務もさかのぼって発生します。国保の資格がない間の医療費は全額自己負担になる場合があります。

- ※修学のため市外に転出する場合は、「学生証」か「在学証明書」、「合格通知書」の写しが必要です。
- ※児童福祉施設など市外の施設に入所する場合は、「施設入所証明書」が必要です。
- ※マイナンバーカードの健康保険証利用登録が済んでいる場合でも、加入している健康保険が変わったら届け出が必要です。

問合せ 市市民課国保年金係（☎22-2111 内線1022）

※手続きには、マイナンバーが分かるもの、本人確認書類（免許証など）と、次の表に記載された各種必要書類を持ってください。代理人申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

国保をやめるとき

- ①職場の健康保険に加入したとき
- ②家族の健康保険の被扶養者になったとき
- ③ほかの市町村に転出するとき
- ④被保険者が死亡したとき
- ⑤外国籍の人が国保をやめるとき

必要なもの

- ①国保と職場の健康保険の両方の資格情報のお知らせや資格確認書など
- ②国保と職場の健康保険の両方の資格情報のお知らせや資格確認書など
- ③資格確認書など
- ④亡くなった人の資格確認書など、喪主の通帳、印鑑
- ⑤在留カード、資格確認書など

脱退の届け出が遅れると 国保税が課税されたままになります。資格がないまま病院を受診したときは、国保が負担した医療費を返してもらいます。

後期高齢者医療制度からのお知らせ 令和8年度は保険料率が変わります

後期高齢者医療制度の保険料率（額）は2年ごとに見直していて、令和8・9年度の保険料率が次のとおり変わります。

均等割額 6万3千円 **所得割率** 11.06%

※保険料の上限額は85万円です。

令和8年度は保険料の軽減割合と軽減を受けられる人の範囲が変わります



※「給与・年金所得者数」とは、給与収入55万円超または年金収入125万円超（65歳未満の場合60万円超）の人の合計人数です。

※均等割の軽減判定についての総所得金額などは、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。年金所得は15万円を控除した額で判定されます。

問合せ 市税務課諸税係（☎22-2111 内線1034・1035）

総所得金額など（世帯主と被保険者）	
7.2割軽減	「43万円+10万円×（給与・年金所得者数-1）」を超えない世帯
5割軽減	「43万円+31万円×世帯の被保険者数+10万円×（給与・年金所得者数-1）」を超えない世帯
2割軽減	「43万円+57万円×世帯の被保険者数+10万円×（給与・年金所得者数-1）」を超えない世帯

「子ども・子育て支援金制度^{*}」開始にあたり、保険料に加えて支援金が追加されます

※全ての世代や企業から支援金を出し合って、子育て施策の拡充に充てるもので、子どもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。

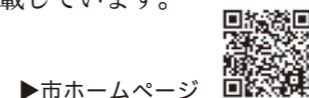
ブロック塀などの除去・改修費用を補助します

補助対象となるブロック塀など（次の全てに当てはまるもの）

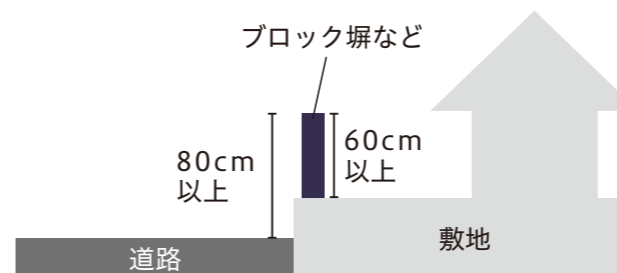
- ①ブロック塀、石積塀、レンガ塀などであること
- ②道路に面するもの
- ③道路からの高さが80cm以上のもの
- ④高さが60cm以上のもの
- ⑤危険なブロック塀などとして市が判定するもの

※ブロック塀点検のチェックポイント

は市ホームページに掲載しています。



▶市ホームページ



地震発生時の人身事故の防止と避難経路の確保を目的に、危険なブロック塀などを除去や改修する所有者に費用の一部を補助します。予算がなくなり次第終了します。

補助対象となる工事

- ブロック塀などの除去工事と改修工事
- 道路からの高さを40cm以下にする工事

除去工事	
補助率	ブロック塀などの除去工事にかかった費用の3分の2以内
上限額	除去するブロック塀などの長さに12,000円/延を掛けた額か限度額20万円のどちらか低い方の額

改修工事	
補助率	フェンスなどの改修工事にかかった費用の3分の2以内
上限額	改修するフェンスなどの長さに15,000円/延を掛けた額か限度額20万円のどちらか低い方の額

戸建木造住宅の耐震改修工事費用を補助します

あなたの家は地震が発生しても大丈夫ですか？

今後の大地震に備え、安心して住み続けられるように、戸建木造住宅の耐震診断や耐震改修設計、改修工事などを行う人に費用の一部を補助します。予算がなくなり次第終了します。

※耐震診断の補助金額の上限を増額しました。

補助対象条件 次の全てに当てはまるもの ※耐震診断は条件①②のみ

- ①平成12年5月31日以前に着工した戸建木造住宅
- ②在来軸組工法、枠組壁工法や伝統的構法で建築された地上階数が3階以下の住宅
- ③耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断された住宅（上部構造評点1.0未満）



補助対象内容	補助率	上限額
耐震診断	診断費の10分の9以内	15万8千円
耐震改修	耐震改修設計	設計費の3分の2以内 20万円
	耐震改修工事	工事費の2分の1以内 60万円
	耐震改修設計+改修工事（一般）	設計費と工事費の60分の53以内 132万5千円
	耐震改修設計+改修工事（旧耐震または高齢者など）	設計費と工事費の10分の9以内 157万5千円
建て替え	建て替え工事	工事費の23%以内 60万円
	建て替え設計+建て替え工事（一般）	設計費と工事費の60分の53以内 132万5千円
	建て替え設計+建て替え工事（旧耐震または高齢者など）	設計費と工事費の10分の9以内 157万5千円
耐震シェルター工事	工事費の2分の1以内	20万円

問合せ 市住宅政策課建築係（☎22-2111 内線2236）